

特集

# 今話題の ふるさと納税制度！ ～その仕組みと内容とは？～

## ふるさと納税制度とは？

平成20年4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法改正により「ふるさと納税」制度が誕生しました。

この制度は「生まれ育ったふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」「そんな思いを自治体への寄附というかたちで伝えることができ、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを実現するため、地方公共団体に寄附した場合に、住所地での個人住民税や所得税を一定限度まで控除するという仕組みです。

過疎化、少子高齢化など税収減に悩む地方との格差を是正しようと総務省での検討が進められ、今回の改正となりました。



## ふるさと納税とは

- 「ふるさと納税」とは、ふるさとへ贈る寄附金のことです。（この「ふるさと」とは、都道府県及び市町村の双方が対象となります。）
- 地方公共団体に5千円を超える寄附を行った場合は、5千円を超える金額について、一定の限度額までは住所地へ納税している個人住民税や所得税から控除することができます。（住所地の所轄税務署に確定申告をしていただく必要があります。）
- ご自身の意志で、「ふるさと納税」として寄附する自治体を選択できます。

## 寄附先はどこでもいいの？

出生地や過去の居住地に限らず、ご自身が都道府県及び市町村を寄附先として選択できます。

ふるさとへの想いを寄せてくださる方ならどなたでも「都道府県」または「市町村」を寄附先として選択することができます。

## 寄附金はどのように使われるの？

各市町村で制定する条例において、その運用方法が示され、寄附者の意志が尊重されるよう、様々な事業に役立てることができま。

【例】

- 産業の振興に関する事業
- 医療又は福祉の充実に関する事業
- 教育又は文化スポーツの振興に関する事業
- コミュニティの推進に関する事業
- 自然環境の保全に関する事業
- その他、市町村長が必要と認める事業

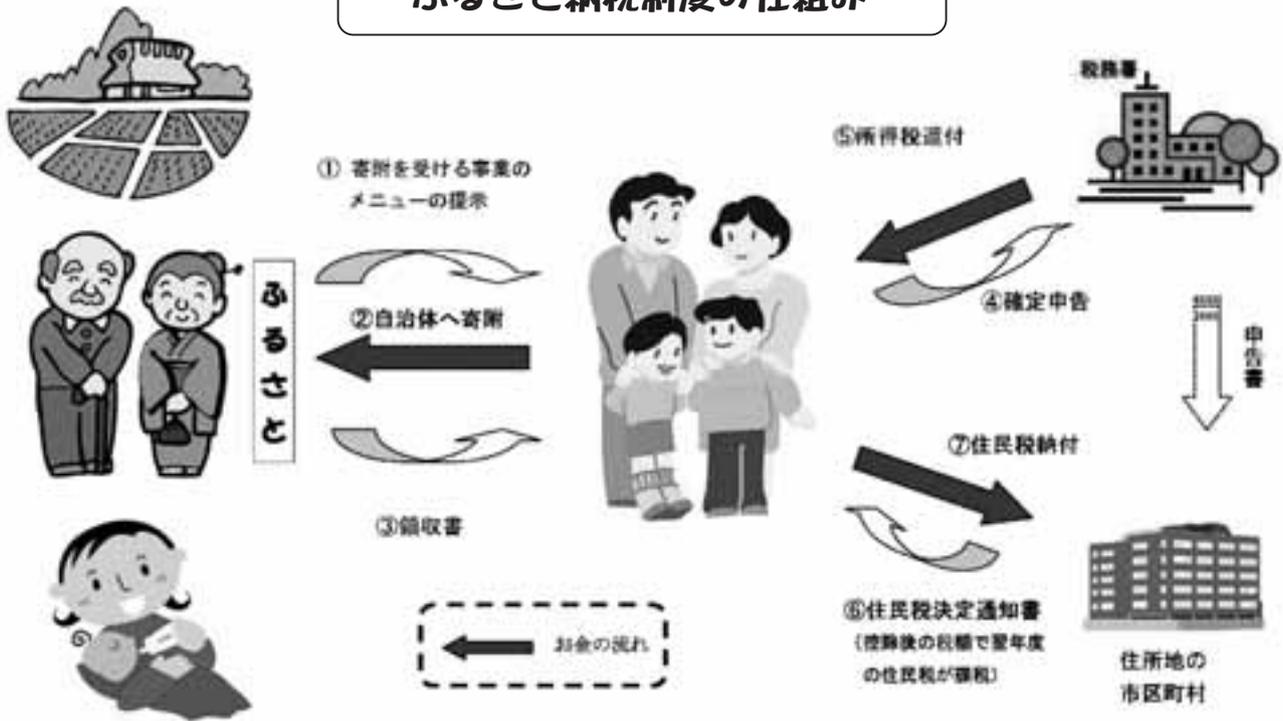
など

## 和寒町では？

現在町では、ふるさと納税制度についての調査研究を行っています。

ふるさと和寒町を愛する方々が、この制度を有効に活用できるよう関係機関とも検討するとともに、詳細が決定次第、広報わっさむ及びホームページ等でお知らせします。

## ふるさと納税制度の仕組み

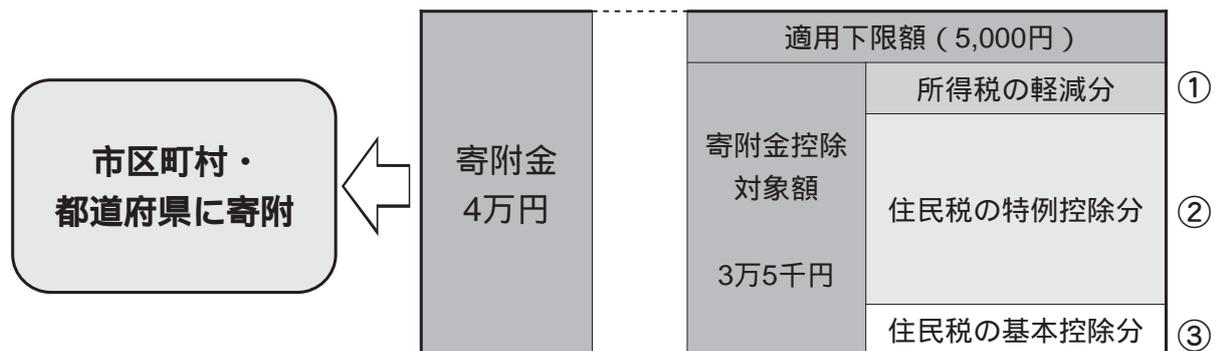


## 税控除の仕組み

【具体例】 資料：北海道庁総務部財政局税務課

給与所得700万円で夫婦子供2人のケース

- ・ 所得税の限界税率10%
- ・ 寄附金控除がなかった場合の住民税額 29万4,000円  
(均等割 = 4,000円、所得割 = 29万円)



区分	寄附金控除額	備考
所得税の軽減分	3,500円	寄附をした年に納めた所得税から控除又は還付
住民税の特例控除分	2万8,000円	寄附をした年の翌年の住民税から控除
住民税の基本控除分	3,500円	
寄附金控除額の合計	3万5,000円	-

【注意】

1. 住民税の特例控除分では、[寄附金控除対象額 × (90% - 所得税の限界税率)]で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。(特例控除分の上限は、税額控除前の住民税所得割額の10%です。)
2. 住民税の基本控除分では、[寄附金控除対象額 × 10%]で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。(基本控除分の上限は、[所得金額の合計の30% - 5,000円]の10%です。)